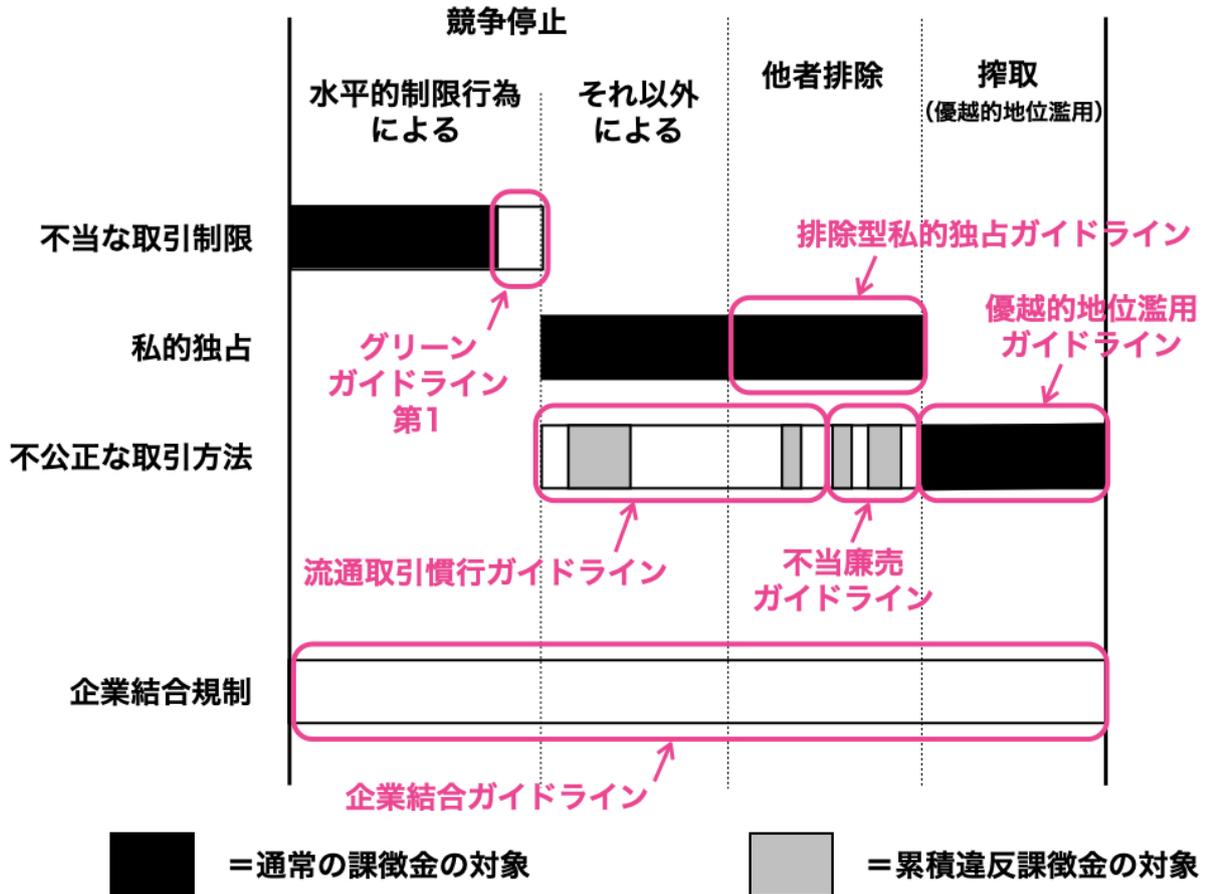


他者排除行為（基本解説アウトライン）

見取り図



今回の対象範囲

- ・ 他者排除
 - ・ 2条5項「排除型私的独占」
 - ・ 弊害要件文言は「競争を実質的に制限する」（競争の実質的制限）
 - ・ 2条9項「不公正な取引方法」
 - ・ 弊害要件文言は「公正な競争を阻害するおそれがある」（公正競争阻害性）
 - ・ 明文では2条9項6号だけだが他の号でもこれが要件となると（公取委にも）解釈されている。

条文について

- ・ 共通する基本的な考え方が大事
 - ・ 法定3類型のいずれでも大差ない。
 - ・ 私的独占と不公正な取引方法の区別を言っても大きな意味はない。
 - ・ 確約認定またはそれ未滿が主流であり、課徴金の確率が低い（公取委が命令を選ぶ確率が低い）。

共通する基本的な考え方

- ・行為要件
 - ・略奪販売の「コスト割れ」だけは重要
- ・弊害要件
 - ・市場（市場画定）
 - ・需要者からみて選択肢となる供給者の範囲
 - ・需要者はどのような者か、が重要
 - ・反競争性あり
 - ・「他者排除事案」かつ「公正競争阻害性」（不公正な取引方法）では、
 - ・「反競争性あり＝排除効果あり」と解釈されている。
 - ・「排除効果」は「市場閉鎖効果」と呼ばれることもある（用語の乱立）
 - ・[流通取引慣行ガイドライン]
「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。
 - ・「他者排除事案」でも、「競争の実質的制限」（排除型私的独占）なら、価格等の競争変数が左右されることも必要
 - ・命令事件で排除型私的独占を選択する場合に限り、意味がある議論。
 - ・もし論ずるなら、競争停止（前回）や企業結合（7月）で出てくるような諸要素を見ることになる。
 - ・内発的牽制力
 - ・業務提携の場合の共通化割合など
 - ・他の供給者による牽制力
 - ・既存供給者からの
 - ・潜在的新規参入者からの
 - ・隣接市場からの
 - ・需要者による牽制力
 - ・正当化理由なし
 - ・正当化理由があるとされる条件
 - ・目的が正当
 - ・手段が正当
- ・因果関係
 - ・寄与度
 - ・事例
 - ・福井県並行的ガソリン販売

- ・ノーブランドガソリンスタンドに対抗する廉売で一時的コスト割れ
- ・ノーブランドガソリンスタンドは仕入れ値が安い（「業転玉」）ので、コスト割れしていなかった
- ・→ コスト割れ事業者の行為の、排除効果への寄与度に疑問
- ・→ 排除措置命令でなく警告

他者排除

- ・各種
 - ・略奪廉売系
 - ・取引拒絶系
 - ・抱き合わせ
 - ・一般指定 14 項（「取引妨害」）

略奪廉売系

- ・違反要件
 - ・行為要件
 - ・コスト割れ
 - ・弊害要件
 - ・市場において
 - ・排除効果あり
 - ・正当化理由なし
 - ・因果関係
- ・コスト割れ
 - ・行為者の価格 < 行為者の費用
 - ・費用が高く算出されるほど違反となりやすい
 - ・費用
 - ・「可変的性質を持つ費用」
 - ・不当廉売ガイドライン
 - ・広告・人件費も、その廉売のみに要したものは含む
 - ・販売期間中に費用が高騰してコスト割れとなることもある
 - ・前掲の福井県並行的ガソリン廉売

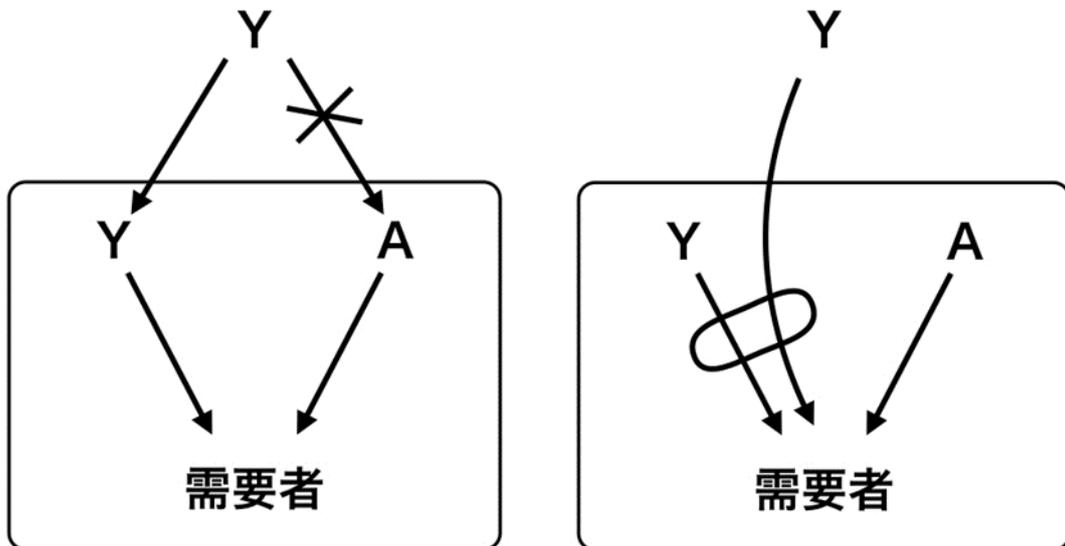
取引拒絶系

- ・違反要件
- ・行為要件
- ・弊害要件
 - ・市場において
 - ・排除効果あり

- ・正当化理由なし
- ・因果関係
- ・取引拒絶に至らない差別も含む
- ・因果関係ありで排除効果をもたらすようなものは全て
- ・排除効果
 - ・他に代替的競争手段がない（乏しい）ことが最も重要
- ・事例
 - ・インテル（平成 17 年）
 - ・JASRAC 最高裁判決（平成 27 年 4 月 28 日）
 - ・マイナミ空港サービス東京高裁判決（令和 5 年 1 月 25 日）
 - ・TOHO シネマズ確約認定（令和 5 年 10 月 3 日）
 - ・Google 検索エンジン等技術提供確約認定（令和 6 年 4 月 22 日）
 - ・有明海苔熊本・佐賀 排除措置命令（令和 6 年 5 月 15 日）

抱き合わせ

- ・主に 2 種類の観点
 - ・不要品強要型抱き合わせ規制
 - ・優越的地位濫用（次回）
 - ・他者排除型抱き合わせ規制
 - ・以下のもの
- ・取引拒絶系と本質は同じ（左：取引拒絶、右：抱き合わせ）
- ・



- ・ → 取引拒絶と同様に考えればよい
- ・ 排除効果は、A から単品で購入する需要者が十分に少なくなる（代替的競争手段がない）かどうか

で判断

- ・エコリカ対キヤノン大阪地判（令和5年6月2日）
- ・「技術的抱き合わせ」でも「契約的抱き合わせ」でも違反基準は同じなので区別の実益はない。

一般指定 14 項（「取引妨害」）

・条文

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

・不正手段型行為が主に想定されている

- ・競争者のタクシーのドア前に座り込む等
 - ・神鉄タクシー
- ・真実に反する法的見解を競争者の取引先に告げる
 - ・ドライアイス
 - ・競争者の取引先に「契約違反」と告げたが、裁判所の契約解釈に照らせば、契約違反ではなかった。
 - ・ワン・ブルー
 - ・競争者の取引先に「特許権侵害」と告げたが、FRAND 宣言をした標準必須特許だったので、行為後のサムスン対アップル知財高裁判決で固まった規範に照らすと特許権侵害でなかった。
- ・不正手段型行為の場合、排除効果の立証がなくても、弊害要件を満たす。
- ・排除効果必要型が一般指定 14 項に居候する型
 - ・略奪販売系・取引拒絶系・抱き合わせなど、排除効果が必要となると解される行為類型が、一般指定 14 項に持ち込まれることがある。
 - ・諸種の類型の複合（合わせ技一本）の場合
 - ・よくわからない行為（当時）の場合
 - ・アフターマーケット事件
 - ・排除効果の立証に自信がない場合？
 - ・並行輸入阻害事件
 - ・流通取引慣行ガイドライン第 3 部
 - ・第一興商
 - ・DeNA
 - ・最近も多用

スマホ法

- ・「スマホソフトウェア競争促進法」
- ・電気事業法や電気通信事業法と同じ考え方
 - ・送電網や市内回線網は、公益事業特権によって構築された独占であるから、という理屈付けで特別な規制がされていた（いる）が、

- ・スマホ関係は、公益事業特権には関係がないので、参入障壁の大きさや競争制限の大きさを強調して、特別な規制を導入した。
- ・他者排除行為や優越的地位濫用行為について、
 - ・事前の指定を根拠として、
 - ・弊害要件の立証を不要としたもの
- ・それを、世界中で、「事前規制」(ex ante regulation など)と呼んでいる。
 - ・弊害要件の立証なく違反となるので、掲げられた行為をそもそもなくなるだろう、
 - ・弊害要件の立証が必要で時間がかかる競争法(独禁法)の通常の違反類型(「事後規制」)よりはマシ、
 - ・ということを強調しようとした用語。
 - ・(独禁法は独禁法で、確約制度などに頼り、課徴金を命じない、という方法で、「独禁法の「事前規制」化」を試みている、というのがここ10年の流れ。)
 - ・(企業結合規制は、もともと、事前規制)
- ・課徴金の規定が置かれているが、一部の違反行為のみ(7条、8条1号・2号)
- ・確約制度もある
- ・課徴金対象違反類型における正当化理由の明文
 - ・「サイバーセキュリティの確保等」
 - ・「サイバーセキュリティの確保」
 - ・「スマートフォンの利用者に係る情報の保護」
 - ・「スマートフォンの利用に係る青少年の保護」
 - ・「政令で定める目的」
 - ・判断が難しい事例 → ……

有明海苔

→ [排除措置命令等に対する差止請求]

- ・「乾海苔」は「かんのり」と読む旨のルビが、公取委の発表資料にある。
 - ・(他の地方の業者が、ネット上で、「乾海苔」は「ほしのり」と読む旨の説明をしている例がある。)
- ・調査中の審査官の言動について損害賠償請求を熊本地裁・佐賀地裁に提起した旨の報道がある。
- ・令和6年5月15日 排除措置命令
 - ・熊本
 - ・公取委命令令和6年5月15日・令和6年(措)第4号〔熊本県漁連〕
 - ・<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4.html>
 - ・佐賀
 - ・公取委命令令和6年5月15日・令和6年(措)第5号〔佐賀有明漁協〕
 - ・<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4saga.html>

・排除措置命令書の簡単なまとめ

・福岡については確約認定（令和5年6月27日）

・乾海苔について、漁連（漁協）が組合員（「海苔生産者」）を拘束し系統外流通業者（商社）を排除、というストーリー

・一般指定12項

・（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

・これに該当すると、独禁法2条9項6号に該当し、「不公正な取引方法」ということになる。

・一般指定12項では、「不当に」＝「公正競争阻害性」

・事案により、競争停止が起きる場合と他者排除が起きる場合がある。

・本件では、

・行為

・熊本は(1)～(5)の行為（5～9頁）、佐賀は(1)～(4)の行為（5～8頁）

・(1)(2)が海苔生産者に対する禁止、(3)以下が(1)(2)の「実効性を高めるもの」

・弊害

・排除効果（市場閉鎖効果）に相当する認定をしようとしている

・「事実上、所属する漁協から区画漁業権の行使を認めてもらう必要がある。」（3頁）

・海苔生産者にとって全てを系統外にすることは困難（4頁）

・「uncontestableな部分」と「contestableな部分」

・（商社にとって）有明海沿岸の乾海苔を「他に代えることが困難な場合が多い。」（5頁）

・実際の影響エピソード（熊本10頁、佐賀8～9頁）

・排除効果は、一般的抽象的な危険性で足り、現実の影響は必要ないと解釈されているが、現実の影響があれば、一般的抽象的な危険性があることを示す間接事実となる。

・どの市場での弊害か

・検討対象市場＝「公正競争阻害性という「競争」が行われる場」

・公取委は、「一定の取引分野」という文言がないことを根拠に、明確にしない。

・裁判所で争われたら論ずる。

・乾海苔を売る競争ではなく、海苔生産者から乾海苔を買う競争を考えているのではないか

・そうすれば、全国の産地との競争を考えずに済む。

・土佐あき農業協同組合東京高判

公正競争阻害性の有無の判断について、消費地の卸売市場に出荷された高知県産のなすの産地間競争の状況を検討する必要があるとしても、土佐あき農協が組合員に対してなすの販売受託取引について拘束条件を課すことで、商系三者が土佐あき農協管内及びその周辺でなすを集荷することが困難になるということであれば、集荷から先の取引段階に進むことは困難になることは明らかであるから、本件行為においては、なすの販売受託取引を市場として公正な競争秩序に悪影響を及ぼすかどうかを検討することが必要となるのである。

- ・ 排除措置命令差止請求などの裁判について
 - ・ 行政事件訴訟法 37 条の 4
 - ・ 「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある」の要件を満たさないとして退けている。
 - ・ 退けるに当たり、排除措置命令が違反の自認を求めないことを主要な理由としている。
 - ・ 行為でなく弊害が争われている場合
 - ・ 行為をやめることが容易であるとき
 - ・ 行為をやめることがビジネスモデルの否定であるとき
 - ・ 行為があれば実際上は違反とされることが多い場合（カルテルなど）
 - ・ 景品表示法の措置命令は、違反の自認を求めている。

- ・ 令和 6 年 5 月 10 日 留置物仮還付 仮の義務付け申立て 福岡地決
 - ・ 熊本
 - ・ 福岡地決令和 6 年 5 月 10 日・令和 6 年（行ク）第 11 号〔熊本県漁連留置物還付仮の義務付け申立て II〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060510R06G10000011K>
 - ・ 林史高 住田知也 本城伶奈
- ・ 令和 6 年 5 月 9 日 排除措置命令差止請求 東京地判
 - ・ 熊本
 - ・ 東京地判令和 6 年 5 月 9 日・令和 5 年（行ウ）第 5011 号〔熊本県漁連排除措置命令差止請求〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060509R05G01005011K>
 - ・ 笹本哲朗 寺戸憲司 松井馨太郎
 - ・ 佐賀
 - ・ 東京地判令和 6 年 5 月 9 日・令和 5 年（行ウ）第 5012 号〔佐賀有明漁協排除措置命令差止請求〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060509R05G01005012K>
 - ・ 笹本哲朗 寺戸憲司 松井馨太郎
- ・ 令和 6 年 3 月 13 日 留置物仮還付 仮の義務付け申立て 福岡地決
 - ・ 熊本
 - ・ 福岡地決令和 6 年 3 月 13 日・令和 6 年（行ク）第 2 号〔熊本県漁連留置物還付仮の義務付け申立て I〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060313R06G10000002K>
 - ・ 林史高 柴田啓介 本城伶奈
 - ・ 佐賀
 - ・ 福岡地決令和 6 年 3 月 13 日・令和 6 年（行ク）第 3 号〔佐賀有明漁協留置物還付仮の義務付け申立て〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060313R06G10000003K>
 - ・ 林史高 柴田啓介 本城伶奈
- ・ 令和 6 年 1 月 9 日 排除措置命令の仮の差止め申立て 東京地決

- ・熊本
 - ・東京地決令和6年1月9日・令和5年（行ク）第5003号〔熊本県漁連排除措置命令仮の差止め申立て〕
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060109R05G10005003K>
 - ・笹本哲朗 足立拓人 松井馨太郎
- ・佐賀
 - ・東京地決令和6年1月9日・令和5年（行ク）第5004号〔佐賀有明漁協排除措置命令仮の差止め申立て〕
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060109R05G10005004K>
 - ・笹本哲朗 足立拓人 松井馨太郎

- ・令和5年12月14日 熊本・佐賀 排除措置命令差止請求の報道
 - ・NHK 熊本・佐賀
 - ・<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kumamoto/20231214/5000020875.html>
 - ・<https://www3.nhk.or.jp/lnews/saga/20231214/5080016140.html>
 - ・「熊本県漁業協同組合連合会」と「佐賀県有明海漁業協同組合」……2つの漁業団体は14日、命令の差し止めを求めて裁判所に仮処分を申し立てました。
 - ・産経
 - ・<https://www.sankei.com/article/20231214-D3NU67LG6RM6LG2TYFF3KRUGNI/>
 - ・これまでの取材に、佐賀の担当者は、2021年に組合員が書く誓約書の文言を「全量出荷します」から「努力します」に修正したと説明。熊本の担当者は「独禁法に違反する行為はしていない」と話している。

- ・令和5年11月29日 熊本・佐賀 意見聴取通知の報道
 - ・時事
 - ・<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023112901019&g=eco>
 - ・公正取引委員会が佐賀県有明海漁協（佐賀市）と熊本県漁連（熊本市）に排除措置命令を出す方針を固めたことが29日、関係者への取材で分かった。

- ・令和5年11月22日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051122R04J07000005K>
- ・令和5年10月30日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051030R04J07000004K>
- ・令和5年10月3日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051003R04J07000005K>
- ・令和5年9月20日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050920R04J07000004K>
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050920R04J07000005K>

・令和5年4月7日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050407R04J07000004A>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050407R04J07000004B>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050407R04J07000005A>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050407R04J07000005B>

・令和5年3月7日 審査官の処分に対する異議申立てに関する決定

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050307R04J07000004A>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050307R04J07000004B>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050307R04J07000005A>

・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050307R04J07000005B>

・時系列が前後するが、福岡は以下に。

・令和5年6月27日 福岡 確約認定

・公取委確約認定令和5年6月27日〔福岡有明海漁業協同組合連合会〕

・ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/20230627dai4.html>

・福岡有明漁連の後記2の行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第11項（排他条件付取引）又は同第12項（拘束条件付取引））の規定に違反する疑い

・「後記2の行為」

・(1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。

・一般指定12項であろう。あくまで漁協を拘束したというのでなければ一般指定12項に該当しないが、ともあれ、生産者が自らの競争者とならないようにする行為。

・(2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。

・一般指定12項であろう。漁協が自らの競争者とならないようにする行為。

・(3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）（注6）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。

・これは一般指定11項にも該当し得るであろう。相手方が自らの競争者と取引しないようにする行為。

・(4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格（注7）に満たなかった乾海苔（以下「札無品」という。）について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。

・(1)の穴を塞いで補強する行為、ということになるであろうか。

・全体として、本来は、合わせ技一本（一般指定 14 項または排除型私的独占）というのが、法律構成としては、総合的であるように思われる。

・令和 4 年 6 月 7 日 報道

・NHK

・<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kumamoto/20220607/5000015831.html>

・立ち入り検査を受けたのは、熊本市にある「熊本県漁業協同組合連合会」、福岡県柳川市にある「福岡有明海漁業協同組合連合会」、佐賀市にある「佐賀県有明海漁業協同組合」などおよそ 10 か所です。

・関係者によりますと、各地の漁連や漁協は有明海ののりの生産者に対して商品を個人で販売することを認めず、すべて漁連などを通す「全量出荷」を義務づけているということで、独占禁止法違反の不公正な取引の疑いが持たれています。

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- 佐賀の事例では、誓約書は「製造した乾海苔は全量組合に出荷するよう努めます」という努力義務のような表現となっているが、これについて、「系統外出荷を事実上禁止するものである」と認定されている。実態は、その他の事情により誓約書の文言以上に強い拘束のあるものだったのでそのような認定となっているという理解でよいか。
- そのような理解でよいと思われる。
- 熊本の事例では、漁連が排除措置命令の対象となっているが、これは言わば、漁連が親玉となって漁協を通じて系統外出荷させないようにしていたという趣旨か。本件では、漁協が生産者に対して誓約書を提出させており、漁協が違反行為者とされる可能性はないか。
- 法律論としては、個々の漁協が違反行為者とされる可能性もあると思われる。
- 排除命令書では、有明海の家苔の特徴について記載されており、有明海沿岸全体で市場をとらえることはできないか。
- 本件では、各県でそれぞれ系統外出荷が並行的に制限され、有明海沿岸全体で系統外出荷を制限したという議論はありうると思う。ただ、公正取引委員会としては、各県の行為だけでも違反と認められるようにしていたと思われる。
- 乾海苔の販売でなく買う側の競争が制限されるというのは、どのような理由か。
- 高知のナスの裁判事例では、ナスについては高知以外にも産地が多数あり、販売競争への影響を立証しにくいといった事情があった。そのような場合には、裁判所を説得するには、公正取引委員会にとっては、売る競争よりも特定産地の商品を買う競争に着目した方がやりやすいということはあるかもしれない。
- 商社の浜買いを制限する行為は、実効性を高める行為であり、違反行為そのものとは位置づけられていないが、福岡の確約認定事案では、浜買いの制限も同様に問題視されていた。今回との違いは何か。
- 今回違反とされたのは、漁協による組合員に対する行為であり、商社の浜買いの制限の

相手は商社であり、制限の相手が異なっている。相手が異なっていたときに、一般指定12号の一つの違反かという愚論議論がなされる可能性がある。

福岡の事案は、確約認定の事案であり、議論はあまり厳密ではない。

- 排除措置命令において、理事会の決議などが求められているが、違反自体を争っているときに、違反の自認を求めるようで、現場としては苦慮する。
- 裁判所が命令の執行停止を認めない理由として、自認を求めるものではなく名宛人に対して大きな損倍損害を与えるものではないということなど、いろいろ挙げているが、それが現実合っているか、現場としての苦慮まで考慮してくれているかどうか、一つのポイントであろう。
- 新聞発表文のポンチ絵では、命令書には記載されていない小売店への直接販売の矢印のルートが存在している。この趣旨は何か。
- 系統に全量出荷することを求めているので、結果として生産者は小売店にも出荷できなくなっていることを示しているのかもしれない。
- そのようなことを記載すれば、取引分野は大きくなってしまい、公正取引委員会にとっては、わざわざ言う必要がないことではなかったか。
- 公正取引委員会としては、系統外出荷の制限による影響が大きいというつもりだったのかもしれないが、排除したのと別ルートがあったということになると、裁判では逆に働くかもしれない。
- ソニーのゲーム機の事案では、いろいろな行為を行っていたが全部一体となって違反行為とされている。今回のポンチ絵のように、違反行為と実効性確保の行為を明確に分けて描くのは珍しいのではないか。漁協と商社の買う競争のほか、生産者と漁協の売る競争も考えられるが、それらを図示しようとすると、このようなポンチ絵になるのかもしれない。
- 今回のポンチ絵では、違反行為のルートを赤、実効性確保のルートを黄色と色分けしているが、このような図になっているのは、単に、取引の相手方が異なるからということではなく、いろいろな理由があるのかもしれない。—

12号の適用については、行為がいろいろか、相手が同じか違うかにより、議論があり得ると考えられる。

- 有明海塩害沿岸を一つの市場とみた場合、各県のシェアがある程度大きい場合と、シェアが小さかった場合とで、異なってくるか。
- 並行的な行為の場合には、行為者のシェアが小さくても、系統外出荷に影響がある可能性がある。排除措置命令書では、有明海苔の特徴を述べており、有明海沿岸を一つとみているようにも見えるが、熊本の生産者が他県の漁協に買ってもらうということは、実態としてないのではないかと思われる。各県での制限の議論がなりたたないためのために、有明海苔の特徴について記載しているのかもしれない。
- 阿寒農協の件では、優越的地位の濫用とされたが、本件でもそのような構成が可能だったか。
- 本件でもそのような構成は可能だったと思われるが、本件では、公正取引委員会として系統外の排除で十分構成できたということだろう。また、先行した福岡の確約認定の事例も排除の方向のものだったので、それと違う方向は取りにくかったのかもしれない。